

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行うため、参加を希望する場合は、本公示内容を熟読の上、見積書等を提出すること。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法である。

令和8年8月21日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

記

1 見積合わせに付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 物件名 | 物品の購入
2－7号物件：電化製品
2－8号物件：刃物類
2－9号物件：熊よけスプレー及び付属品 |
| (2) 規格及び数量 | 別紙仕様書のとおり
ただし、同等品の提案を行う場合には、物品提案書及び添付資料を令和8年9月14日（月）午後5時00分までにメール（nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp）で送付すること。
なお、同等品の承認については、令和8年9月15日（火）までに担当者から連絡を行う。 |
| (3) 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 納入期限 | 令和8年10月30日（金） |

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有し、A、B、C又はDの等級に格付けされ、「近畿」を競争参加地域としている者であること又は、近畿中国森林管理局随意契約登録者名簿の登録者であること。
なお、随意契約登録者名簿に登録されていない者であっても、所定の手続を行い契約の履

行が確実に認められた場合には随意契約登録者名簿に登録することができる。登録を希望する者は以下4に示す担当まで問い合わせること。

- (4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 提出書類及び提出期間等

(1) 提出書類

見積書 (PDF ファイル)、見積書内訳 (Excel ファイル)、全省庁統一資格の写し (資格保有者のみ)、物品提案書及び添付資料 (同等品を提案する場合のみ)

見積書、及び見積書内訳は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含む総価とすること。

(2) 提出方法

電子メール。

(3) 提出期間

令和8年8月21日 (金) 午前9時00分から令和8年9月18日 (金) 午後5時00分まで。(ただし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

なお、物品提案書及び添付資料については、令和8年9月14日 (月) 午後5時00分まで。

4 仕様書等を示す場所、同等品提案書及び見積書等の提出先

近畿中国森林管理局経理課 担当：企画係

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎

電話：050(3160)6700 メール：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

5 見積合わせについて

見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限後概ね1～2日中 (閉庁日を除く) に見積合わせ参加者に通知する。

6 見積書の無効

別添随意契約見積心得第4条各号のとおり。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定及び契約価格

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とする。

- (2) 上記(1)において、同額の見積をした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(3) 見積書に記載された金額をもって契約価格とする。

9 契約書等作成の要否

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じて請書の徴取、又は契約書を作成する。

10 その他

(1) 見積書作成に要した費用等は見積合わせ参加者の負担とする。

(2) 見積の結果、予定価格の制限に達する者がいない場合は、見積参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

(3) 参加者不在のときは、別途選定した者に見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

(4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合がある。

(5) 納入された物品を検査後、適正な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧ください。

随意契約見積心得

（目的）

第1条 随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（見積人の資格）

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積参加者としての通知を受けた者でなければならない。

（見積等）

第3条 見積人は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上見積りをしなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積人は、見積書を作成し、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに契約担当官等に提出しなければならない。

3 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について見積書の提出前に確認しなければならない、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な見積りの確保）

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（無効の見積り）

第4条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- 一 記名を欠く見積り
- 二 金額を訂正した見積り
- 三 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 四 見積期限に遅れてした見積り
- 五 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 六 暴力団排除に関する誓約事項（別添1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。

3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

4 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。

5 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方の決定の日から見積依頼書に示した日時までに、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別に指示するものとする。

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。